

<発達障がい通級指導教室について>

対象となる児童生徒

鳥取市内の小・中・義務教育学校の通常の学級に在籍し、おおむね学年相応の学習に参加できるが、LD、ADHD等の発達障がいや、知的障がいがない自閉症、情緒障がい等による学習上・生活上の困難があり、学校生活にうまく適応しにくい児童生徒が通っています。

※医師の診断は必要ありません。

指導について

◇通室

- ・一人一人の課題に応じて目標を設定し、週に1回程度（45分～50分程度）指導を行います。
- ・通級の時間は授業時間と同じ扱いとなり、遅刻や早退等にはなりません。

◇指導形態

- ・個別指導を基本にし、児童生徒一人一人の発達段階や特性に応じた自立課題などに取り組みます。児童生徒の状態や課題によっては3名から5名程度の小集団による指導や2人組のペア指導などを行い、コミュニケーションのとり方や社会性を高めます。

◇指導内容

- ・緊張をほぐすリラクゼーション
- ・対人関係の技能を育むコミュニケーションスキルトレーニング、
- ・集団行動の技能を育むソーシャルスキルトレーニング
- ・学習に集中して取り組む力を育てる学習体勢トレーニング
- ・学習の基礎となる力を育てるスキルトレーニング
- ・障がいの理解を図り、自分の得意・不得意なことについて自覚を促す指導

◇実施形態

①発達障がい通級指導教室が設置されている学校（設置校）に在籍している児童生徒

⇒ 自校通級

※児童生徒が在籍する学校において、通級指導を受ける。

②発達障がい通級指導教室設置校以外に在籍している児童生徒

基本的には、

⇒ 他校通級

※発達障がい通級指導教室が設置されている学校に児童生徒が出向き、設置校で通級指導を受ける。保護者（祖父母等含）が送迎を行う。

どうしても保護者（祖父母等等含）の送迎が困難な場合に限り、

⇒ 巡回指導

※児童生徒が在籍する学校へ、発達障がい通級指導教室設置校から指導者が出向き、在籍校で通級指導を受ける。

学校間、保護者との連携

- ・児童生徒の実態や指導の方針について、「通級ファイル」や懇談等で保護者や在籍校の先生との情報交換を行い、指導の効果を高めるようにしています。

教育相談の申し込み、通級を希望する場合の手続き

- 1 まず、在籍している学校の先生にご相談ください。
- 2 入級の可否については、教育委員会が判断します。入級が認められた場合は、後期始業式または4月始業式入級が可能です。
※通級による指導は無料です。また相談の内容は個人情報として扱われます。
- 3 通級による指導の期間は原則1年間ですが、継続して指導を受ける場合もあります。その場合、指導を受ける期間は最長2年間としています。また、退級後も在籍学校の要請により、必要に応じて教育相談（フォローアップ）を通級指導教室指導者が行います。

発達障がい通級指導教室設置校及び対象校

通級指導教室設置校	対象となる学校		
湖山小学校 (自校通級・他校通級)	高草中校区(大正・東郷・明治・世紀)、湖南学園(前期課程)、湖東中校区(賀露・湖山・末恒・湖山西)		
河原第一小学校 (巡回指導・自校通級・他校通級)	南中校区(日進・美保・倉田・美保南)、千代南中校区(千代南中・用瀬・佐治)、河原中校区(河原中・河原第一・西郷・散岐)、江山学園 ※千代南中・河原中・江山学園(後期課程)が他校通級を希望される場合は、南中学校通級指導教室が担当。巡回指導を希望される場合は、河原第一小学校通級指導教室が担当。		
面影小学校 (自校通級・他校通級)	桜ヶ丘中校区(面影・米里・津ノ井・若葉台)		
宮ノ下小学校 (自校通級・他校通級)	東中校区(修立・岩倉)、国府中校区(宮ノ下・国府東)		
浜坂小学校 (自校通級・他校通級)	中ノ郷中校区(浜坂・中ノ郷)、北中校区(久松・遷喬・城北) 西中校区(醇風・富桑・明德)、福部未来学園(前期課程)		
浜村小学校 (自校通級・他校通級)	気高中校区(宝木・瑞穂・浜村・逢坂)、鹿野学園(前期課程)、青谷中校区(青谷)		
稲葉山小学校 (巡回指導・自校通級)	高草中校区(高草中・大正・東郷・明治・世紀)、湖南学園、湖東中校区(賀露・湖山・末恒・湖山西)、桜ヶ丘中校区(桜ヶ丘中・面影・米里・津ノ井・若葉台)、東中校区(東中・修立・岩倉)、国府中校区(国府中・稲葉山小・国府東)、中ノ郷中校区(中ノ郷中・中ノ郷)、北中校区(北中・久松・遷喬・城北)、西中校区(西中・醇風・富桑・明德)、福部未来学園、気高中校区(気高中、宝木・瑞穂・逢坂)、鹿野学園、青谷中校区(青谷中、青谷小)		
南中学校 (自校通級・他校通級)	南中	東中、西中、北中、高草中、桜ヶ丘中、中ノ郷中、国府中、河原中、千代南中、気高中、青谷中、湖南学園(後期課程)、福部未来学園(後期課程)、鹿野学園(後期課程)、江山学園(後期課程)	※一部他校通級生に関しては、市総合教育センターにて南中・湖東中担当者で対応
湖東中学校 (自校通級・他校通級)	湖東中		

<言語障がい通級指導教室について>

対象となる児童生徒

鳥取市内の小・義務教育学校（前期課程）の通常の学級に在籍し、学級での学習におおむね参加できる児童のうち、ことばの面について課題があり、指導や支援が必要な児童が対象となります。

たとえば、

◇「発音の指導・支援」を必要とする児童

- ・正しく発音できない音がある。
(くつ→くちゅ せんせい→てんてい おかあさん→おたあたん)
- ・不正確なことばが目立つ。長いことばが言いにくい。
(テレビ→テビレ こいのぼり→こいぼり)
- ・舌や唇が動きにくい。声が鼻にかかる。会話全体が不明瞭になる。

◇「吃音に関する指導・支援」を必要とする児童

- ・ことばのはじめの音を繰り返したり引き延ばしたり、ことばが出てこなかったりしてなめらかに話すことや音読することが難しい。

◇「ことばの発達を促す指導・支援」を必要とする児童

- ・気持ちを言い表したり状況を説明したりするときにうまく伝えられないことが多い。
- ・練習してもうまく音読ができず、拾い読みになったり読み誤りが目立ったりする。
- ・文字の書き誤りが多く見られたり、文章で表現することが難しかったりする。

指導について

◇通室

- ・一人一人のことばの課題に応じて目標を設定し、週に1～2時間程度指導を行います。
- ・通級の時間は授業時間と同じ扱いとなり、遅刻や欠席にはなりません。
- ・ことばの課題が改善あるいは軽減されると年度途中でも指導を終了します。

◇指導形態

- ・個別を基本にし、児童の状態や課題によっては小集団による指導や2人組のペア指導等も行います。

◇指導内容

- ・正しい音の認知や模倣
- ・構音器官の運動の調整
- ・発音・発語の指導等構音の改善に関わる指導
- ・話しことばの流暢性の改善や吃音のある自分との向き合い方にかかわる指導 等

◇実施形態

①言語障がい通級指導教室が設置されている学校（設置校）に在籍している児童

⇒ 自校通級

※児童が在籍する学校において、通級指導を受ける。

②言語障がい通級指導教室設置校以外に在籍している児童

基本的には、

⇒ 他校通級

※言語障がい通級指導教室が設置されている学校に児童が出向き、設置校で通級指導を受ける。

保護者（祖父母等含）が送迎を行う。

どうしても保護者（祖父母等含）が困難な場合に限り、

⇒ 巡回指導

※児童が在籍する学校へ、言語障がい通級指導教室設置校から指導者が出向き、在籍校で通級指導を受ける。

※遠方の小学校・義務教育学校在籍児童が巡回指導を希望する場合は、鳥取市教育委員会と在籍校長、鳥取聾学校長と協議の上、鳥取聾学校の巡回指導を受けることも可能としています。

※児童の指導支援に活かすために、保護者の了解のもと、鳥取療育園「障がい児等地域療育支援事業」を活用して、言語聴覚士等の助言を受けながら指導をする（巡回指導の際は、在籍校に言語聴覚士が来校する）ことがあります。

学校間、保護者との連携

・保護者や在籍校の担任と協力しながら、一人一人の課題に応じた目標を設定し、指導を進めます。

教育相談の申し込み、通級を希望する場合の手続き

- 1 まず、在籍している学校の先生にご相談ください。
- 2 入級の可否については、教育委員会が判断します。入級が認められた場合は、年度途中でも随時入級が可能となります。
※通級による指導は無料です。また相談の内容は個人情報として扱われます。
- 3 通級による指導の期間は原則1年間ですが、継続して指導を受ける場合もあります。また、ことばの課題が改善あるいは軽減されると年度途中でも指導を終了します。

言語障がい通級指導教室設置校及び対象校

通級指導教室設置校	対象となる学校(入級人数によっては、この限りではない。)
久松小学校	東中校区(修立・稲葉山・岩倉)、西中校区(醇風・富桑・明德)、南中校区(日進・美保・倉田・美保南)、北中校区(久松・遷喬・城北)、桜ヶ丘中校区(面影・米里・津ノ井・若葉台)、国府中校区(宮ノ下・国府東)、江山学園
湖山西小学校	高草中校区(大正・東郷・明治・世紀)、湖東中校区(賀露・湖山・末恒・湖山西)、中ノ郷中(浜坂・中ノ郷)、河原中校区(河原第一・西郷・散岐)、千代南中(用瀬・佐治)、気高中校区(宝木・瑞穂・浜村・逢坂)、青谷中校区(青谷)、湖南学園、福部未来学園、鹿野学園